

消費者金融からはもう借りられない……
クレジットカードのキャッシングも
使えない……どうすれば……



ちょっと待って! ヤミ金融は犯罪です!

絶対に利用しては
いけません!!

ヤミ金融とは、国・都道府県で貸金業の登録を受けていない貸金業者のことをいいます。貸金業法の上限金利15~20%をはるかに超える高い金利でお金を貸し出したり、返済しないと暴力的な取り立てをする、お金を貸し出すと言いながらだまし取るなど、多くの被害が報告されています。



ヤミ金融は利用者の生活をめちゃくちゃにしまいます。
お金に困ってもヤミ金融からは絶対に借りてはいけません。
一人で悩まず裏面の相談先に相談してください。

ヤミ金融の見分け方

1. 登録業者かどうか

貸金業者は国・都道府県で貸金業の登録を義務づけられており、登録していない業者は全てヤミ金融です。登録業者かどうかは、金融庁のホームページ、または事務所がある都道府県のホームページで調べることができます。

**ヤミ金融は、「借りられない」「返せない」など
追い詰められた状態の人を狙います。**

**ヤミ金融のワナにかからないために、
お金を借りるときには、その業者がヤミ金融では
ないかしっかり確認してからにしましょう！**

2. 店頭やチラシに登録番号が明記されているか

貸金業者は店頭の見える場所に登録番号の証書を掲示することが義務づけられています。ホームページやチラシでも必ず明記しなければならないので、それがない場合はヤミ金融を疑いましょう。

3. 広告・宣伝の内容におかしな点はないか

●極端な低金利

「オープン記念サービス」「限定100名の特別金利」などとうたって極端な低金利（1～10%前後）で誘いをかけている広告は危険。安すぎる金利は「おとり」だと考えてください。

●誰でも融資できるようにうたう

「電話一本で即融資」「ブラックOK」「他社で断られた人歓迎」などと誰でも必ず融資できるようにうたう業者はほぼヤミ金融と考えて間違いありません。

借金の問題でお悩みの方の相談窓口

ヤミ金融・悪質な貸金業者に関する通報や被害相談

警察総合相談 #9110

※ダイヤル回線および一部のIP電話では使えません。
お住まいの近くの警察署にご相談ください。
※土日・祝日および夜間は「当直に接続」か「留守番電話」になっています

貸金業者の登録確認や苦情相談

日本貸金業協会 ☎0570-051-051

月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:30

借金問題に関する相談先

消費者ホットライン ☎188（イヤヤ!）

お住まいの近くの消費生活センターなどにつながります。
受付時間はお近くの相談窓口によって異なります。

法テラス ☎0570-078374 (日本司法支援センター)

IP電話からは ☎03-6745-5600

相談の内容に応じた法制度の紹介や、
専門的に相談できる関係機関を案内します。
平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00

日本クレジットカウンセリング協会

多重債務ほっとライン ☎0570-031640

月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 10:00～12:40 / 14:00～16:40



一人で悩まず、
早めに相談してください

市原市消費生活センター

☎0436-21-0999（相談専用）